

入札説明書に対する質問への回答（第2回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
1	6	第2	2	(1)	募集及び選定スケジュール(想定)	落札者の選定・公表は平成30年12月、仮契約は平成31年1月とあります。仮契約までのSPC設立には、法務局殿や公証役場殿も関与することなどから、営業日で少なくとも30日程度を要します。現状のスケジュールでは、年末・年始を挟むため、落札者の選定・公表を12月初旬、仮契約を平成31年1月下旬としていただけませんか。	落札者の決定を12月初旬、仮契約締結を1月下旬と想定しております。
2	19	第3	2	(2) ウ (キ)	入札書類の作成要領	「ロゴマークの使用を含めて、企業名がわかる記述を避けること」とありますが、この企業名とは構成員を指しているものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	20	第3	3		著作権	「…ただし、市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、無償で使用できるものとする。…」とありますが、市様にて入札参加者の提案書類等の著作物を使用される場合には、ノウハウ保護の目的から事前に入札参加者に使用内容等を連絡いただくと理解してよろしいでしょうか。	ノウハウ等の保護に関しては、競争上の地位の害する恐れのある情報については、法令の定めるところにより適切に対処します。
4	22	第4	6		提案の予定価格	予定価格は「設計及び建設」と「運営」の合計金額に対して設定されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	29	別紙 3	1	(1)	設計及び建設業務の対価	工事監理業務費用(建屋、プラント)は交付対象費用に該当し、交付金額(3分の1)および交付金額を除く部分の90%分はサービス購入料Aとして見込むものと理解してよろしいでしょうか。	工事監理業務費用(建屋、プラント)は、交付対象部分の交付金額(事務費限度額)および交付金額を除く90%、交付対象外部分の75%をサービス購入料Aとして見込んでください。 なお、事務費限度額は循環型社会形成推進交付金取扱要領によります。

入札説明書に対する質問への回答（第2回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
6	29	別紙 3	1	(1)	設計及び建設業務の 対価	工事監理業務費用(建屋、プラント)は、交付対象内外を事業者にて選択可能な条件となっていますでしょうか。 すでに交付対象内外が決定している場合、「対象内の場合は交付金額(3分の1)および交付金額を除く部分の90%分」、「対象外の場合は工事監理業務費用全体の75%」をサービス購入料Aとして設計・建設期間中の毎年度でお支払いいただけると理解してよろしいでしょうか。	No5を参照してください。 なお、サービス購入料Aの最終年度以外の支払における出来高の算定にあたっては、市の出来高査定検査により、出来形の90%となりますので、留意願います。
7	29	別紙 3	1	(1)	設計及び建設業務の 対価	サービス購入料Aのお支払いにおいて、交付金および起債の額には、消費税分がどちらに含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	34	別紙 3	2	(4)	消費税及び地方消費税の変動による改定	「消費税率及び地方消費税率の税率変更があった場合には、サービス購入料について、その変更内容に合わせて改定するものとする」とあります。 平成31年10月1日から税率引き上げが予定されておりますが、様式集第22-2号別添⑦において「市の支払うサービス購入料の税込金額は、消費税及び地方消費税の税率を8%として、算定するものとする」とあるため、本事業契約においては事業期間を通じて消費税率8%の前提でのご契約とし、税率が引き上げられた時点で、増加する費用については全額サービス購入料の変更にて追加で支払われると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	35	別紙 3	3	(3)	サービス購入料C及びD	「市は、報告書の確認結果及び当該四半期のモニタリング結果を事業者へ通知する」とありますが、事業者が提出する四半期報告書を受領されてから、何日後までに結果の通知をいただけますでしょうか。	事業者より提出された報告書の内容が適切であることが確認出来しだい、速やかに通知します。

要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答（第2回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
1	29	第1章	第9節	2(1)	現場代理人	現場代理人について、以下のとおり計画してもよろしいでしょうか。 1. 現場代理人は監理技術者が兼任 2. 現場代理人は工事の専門性から土木建築工事時には建屋の建設企業が担い、プラント工事着工時にプラントの設計・建設企業の者に交代するものとして計画（交代後は、建屋の建設企業の者が副現場代理人） 3. 現場代理人の工事現場常駐は、新潟県発行『現場代理人の常駐義務の緩和に係る措置について（平成25年3月1日）』に則って計画	1. 現場代理人と監理技術者の兼務は可とします。 2. 現場代理人は、工事請負契約毎に配置してください。特定建設工事共同企業体を組成し一契約とする場合は、お見込みの計画でも可とします。 3. 現場代理人の常駐期間については、『現場代理人の常駐義務の緩和に係る措置について（平成25年3月1日）第6 第7 第8』に準じて計画することは可とします。
2	29	第1章	第9節	3	工事条件	土壌汚染調査について、申請手続きは完了済みと理解してよろしいでしょうか。また、土壌汚染対策工事が必要な場合は、費用・工期について協議のうえお支払い・見直しいただけると理解してよろしいでしょうか。	土壌汚染対策法に基づく、土壌汚染調査及び申請手続きは、現段階において実施していません。 土壌汚染対策法に基づき、必要となる調査、手続き及び対策についても、事業者の業務範囲です。 なお、旧中之島クリーンセンター解体工事における事前調査として、平成26年度に実施した、土壌調査結果を参考として、別紙35に追加します。 本事業への入札参加を予定する者（法人に限る）への提供方法は、入札説明書p6(イ)の要領によります。 また、旧中之島クリーンセンターの解体工事において、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を実施する予定であり、実施後の結果については、閲覧可能です。

要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答（第2回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
3	29	第1章	第9節	3(1)	事前調査	SPCが実施する事前調査で電波障害が発覚した場合の対策費用は、協議のうえお支払いいただくと理解してよろしいでしょうか。	新クリーンセンターに伴う電波障害対策については、事業者の業務範囲です。
4	49 161	第2章 第4章	第3節 第5節	6(2) 1	処理対象別 破碎可燃物貯留パン カ(必要に応じて設 置)	可燃残渣は計量する必要があると考えられますので、コンベヤ直送を採用する場合は、計量コンベヤなどの計量機能が必要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	62 148	第3章 第4章	第2節 第2節	2(5) 1) 2(5) 1)	プラットホーム 幅員	「幅員 有効20m程度」とありますが、ここで言う程度とは、以下を前提にして-10～+10%と理解してよろしいでしょうか。 1. 各車両が円滑に搬入・退出できること 2. 安全に投入作業ができること 3. 実績があること	要求水準書に記載されている特記事項を満たした上で、「程度」の解釈についてはご理解の通りです。
6	83	第2章	第4節	7(4) 1)	ボイラ給水ポンプ 特記事項	「ポンプ1基で2炉のボイラ最大蒸発量の110%以上とすること」、「数量 3基」と指定されています。 この場合、ポンプ1台の能力に余裕があり、台数にも予備があるため、以下のような効率の良くない運用になると考えられます。 ・1基を運転し、残り2基が停止 ・2基を能力の半分以下で運転し、残り1基が停止 このため、ボイラ吸水ポンプは能力の余裕を優先して計画してよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
7	97	第3章	第5節	4(4)	活性炭吹込装置 主要機器	公害防止基準の遵守を前提に、活性炭吹込装置の主要機器の構成は事業者提案としてもよろしいでしょうか。	公害防止基準の遵守について、要求水準書以上であることを証明可能な場合は、事業者提案に委ねます。

要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答（第2回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
8	101	第3章	第6節	6(5)5)	誘引通風機 特記事項	本施設の計画では風量が小さく、両吸込・両端支持は特注品となり、汎用品となりません。メンテナンス製を考慮して形式は同規模以上の施設で実績のある片吸込、片側支持を提案してもよろしいでしょうか。	同規模施設での導入実績、片吸込み・片側支持に問題（ガスのリーク、軸振れ防止機能等）がないこと及び特注品となることが証明可能な場合は、事業者提案に委ねます。
9	109	第3章	第7節	12(5)11)	灰クレーン 特記事項	自動窓拭き装置を設置せず、常設歩廊からの窓拭きを行うことを提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
10	120	第3章	第10節	3	電気方式	プラント動力および保安動力の電圧は440Vとありますが、50Hz地域では特殊品となりますので、維持管理性を考慮して汎用性の高い400Vとして計画してよろしいでしょうか。	400Vでの計画も可とします。
11	126	第3章	第10節	16(1)2)	非常用電源設備 直流電源装置 交流無停電電源装置	(1)直流電源装置と(2)交流無停電電源装置を個別に設けるようになっていますが、蓄電池の保守性に優れており、省スペース化を図ることができ、類似施設で多数の実績がある一体型とすることを提案してもよろしいでしょうか。	同規模施設での導入実績及び一体型としての性能に問題がないことが証明可能な場合は、事業者提案を可とします。
12	179	第5章	第1節	4(1)3)	基本方針	「外壁のALC板の使用は不可とする」とあることから、凍害や遮音性能を考慮すると押出成形セメント板の採用が考えられます。しかし、防臭性能は中空の押出成形セメント板よりもALC板の方が高く、凍害対策も防水型塗材を採用することにより押出成形セメント板と同程度の吸水率とすることができます。このため、外壁は寒冷地での採用実績も多数あり、防臭性能が高く、凍害対策や遮音性能が同等のALC板を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。

要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答（第2回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
13	187	第5章	第3節	1(3)	空気調和設備 熱源	「冬季暖房熱源：熱回収施設余熱利用設備及び予備ボイラによる温水ユニット型、夏季冷房熱源備：電気式ユニット型」とありますが、機器点数が少ないためメンテナンス費を削減でき、LCCに優れることから、室内機ごとに運転や温度設定ができ効率の良い「電気式ユニット型」を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書と同等以上の性能であることを証明可能な場合は、事業者の提案に委ねます。
14	190	第5章	第3節	4(2) 1)②	給水設備	「生活用給水は、1次受水槽から生活用水受水槽へ引き込むこと」とありますが、P122の給水水槽リストでは「1次受水槽(井水)」と記載されてます。生活用水は上水を使用しますので、生活用給水に関してはP122を正として、1次受水槽を設置せずに生活用水受水槽を設置すると理解してよろしいでしょうか。	生活用水に関して1次受水槽を設けない場合、生活用水受水槽には、生活用水の1日最大使用水量の1日分以上の容量を確保して下さい。

要求水準書（管理運営編）に対する質問への回答（第2回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
1	4	第1章	第2節	13	災害発生時の協力	「…なお、処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする」とありますが、排ガス処理薬剤など処理量に連動するものは変動費とし、運転員の増員や重機のレンタル、燃料代など搬入廃棄物の前処理に係る増加費用については、市様と協議させていただけると理解してよろしいでしょうか。	一切の費用は、変動費にて支払います。

様式集に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
1	23	第17号様式	入札書			<p>本様式の「1.金額」、「2.事業名」の下段に「上記入札価格に、取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した金額をもって…」とあります。一方で、注釈※1に「入札価格は、…消費税及び地方消費税を含む積算総額を記入すること」と記載があり、加えて第18号様式では「入札価格は、入札書に記載する金額と整合させること」と記載があります。</p> <p>他様式(事業計画書類など)との整合も考慮し、消費税および地方消費税を含まないものとして本様式を見直していただけませんか。</p> <p>様式変更が不可の場合は、「1.金額」には注釈※1に則り記載するものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>入札書に記載する「1.金額」には、※1に従い、消費税及び地方消費税を含む金額を記載してください。</p>
2	24	第18号様式	入札価格内訳書			<p>ウおよび力で消費税および地方消費税相当額を記載することになっていますが、他様式(事業計画書類など)と整合させるため、消費税および地方消費税を含まない金額を記入することとして、本様式を見直していただけませんか。</p> <p>様式変更が不可(消費税および地方消費税相当額を記載)の場合は、ウには“ア”と“イ_サービス購入料B_うち割賦元本分”の合計額に8%を乗じた金額を、力には“エ”と“オ”の合計額に8%を乗じた金額を記載するものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>様式変更はせず、消費税及び地方消費税相当額を記載してください。</p> <p>なお、消費税及び地方消費税の記載については、ご理解のとおりです。</p>
3	-	第22-2号様式別添②	初期投資内訳書		サービス購入料の設定	<p>サービス購入料の設定の表は、他様式と整合させるため、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記載することとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

様式集に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
4		第22-2号 様式 別添②	初期投資 内訳書			<p>入札説明書P29、別紙3の「設計及び建設業務の対価」として、工事監理業務費用(プラント、建屋)をサービス購入料Aとして毎年度お支払いいただける場合の本様式への記載方法は以下のとおりと理解してよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金対象内の場合、交付金対象内工事枠内の「不燃・粗大ごみ処理施設(1/3交付対象)」の下に行を追加 ・交付金対象外の場合、交付金対象外工事枠内の「不燃・粗大ごみ処理施設」の下に行を追加 	<p>交付金対象部分については、交付金対象内工事枠内の「不燃・粗大ごみ処理施設(1/3交付対象)」の下に行を追加してください。交付金対象外部分については、交付金対象外工事枠内の「不燃・粗大ごみ処理施設」の下に行を追加してください。</p> <p>※修正した様式を添付します。</p>
5		第22-2号 様式 別添⑦	長期収支 計画書		市の支払うサービス 購入料	<p>第1回質問回答(その②)のNo. 4に、注釈7に従いサービス購入料のキャッシュ収支は支払いまでのズレを考慮せず業務実施期に対応させて算定するように回答をいただいておりますが、資金調達を行うための金融機関に提出する事業計画は支払いベースで算出する必要があるため、本様式にて市様に提出する事業計画と不整合が生じます。これにより、ご契約後の関係者間での情報共有が難しくなることが懸念されるため、本様式の「2. 資金計算書」に平成50年度の列を追加させていただきませんか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>

事業契約書（案）に対する質問への回答（第2回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
1	-	-	-	-	事業契約書(案)	事業契約書(案)内に記載されている「損害、損失又は(及び)費用」には、「合理的な範囲」において金融費用など受注者に追加で発生した一切の費用も含まれると理解してよろしいでしょうか。	合理的な範囲と判断されるものについては、市が負担します。
2	6	第8条	1項		許認可及び届出等	「事業者は…一般廃棄物処理施設設置許可申請を行う…」とありますが、一般廃棄物処理施設の類似案件（BT0事業）では許可は不要だったため、設置届でよいのではないかと考えます。 新潟県様と市様との協議の結果、設置許可申請とされていると理解してよろしいでしょうか。 また、設置許可申請の場合は、スケジュールを把握するために、廃棄物処理施設等審査会の予定をご教示願います。	現段階において、設置許可申請について、県との協議は行っておりません。 設置許可に係る県のスケジュールは分かりかねます。
3	18 20 36	第37条 第41条 第82条	1項 1項	(1)	工期変更の場合の費用負担 運営開始の遅延 要求水準書の変更	第1回質問回答(その②)のNo. 5、No. 7およびNo. 16にて、市様による追加の支払いは、サービス購入料AとするかBとするかは協議による、と回答をいただいております。 サービス購入料Bで支払われることにより追加で金利などの金融費用が生じた場合、市様にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 また、金融費用に限らず、合理的な範囲において事業者に追加で発生した一切の費用は市様にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	前段について、市の事由による費用負担について、サービス購入料Bとして支払う場合は金融費用等も含めて市が負担することを想定していますが、当該金額等を踏まえて、事業者と協議となります。 後段については、事業者に原因が無く合理的な範囲と判断されるものについては、市が負担します。
4	30	第64条	1項	(1)(2)(3)	引渡日前の解除の効力	本契約が解除された場合に、各項において「施設整備に要した費用の対価を支払う」とありますが、当該費用には設計・建設業務に加え、工事監理業務、運営業務、SPCの設立費用、金融費用などの解除時まで必要となった一切の費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	施設整備に要した費用の対価とは、施設整備費（サービス購入料A及びB）の金額が対象となります。そのため、工事監理業務やSPC設立費は含みますが、運営業務は含まれません。

事業契約書（案）に対する質問への回答（第2回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
5	32	第65条	4項	(1)	引渡日後の解除の効力	第1回質問回答(その②)のNo. 12において、「原案のとおりとします」と回答をいただいておりますが、設計・建設業務としては引き渡し時点で市様より問題ないものとして認められ(瑕疵は除く)、引き渡しがなされたものであり、施設整備に係る対価の支払い債務は引渡時点で全額市様に生じるものです。一方、当該条項は施設引き渡し後のことを定めており、本項で規定されている施設の損傷は運營業務により生じたもので、本来であれば施設整備に係る対価とは別のものとなります。施設整備に係る対価と運營業務で生じた当該損害額を相殺せずに、運營業務に係る対価を超えた損害額については別途請求できるものとしていただこう、ご再考いただけませんか。	原案のとおりとします。
6	38	別紙1	1.	(1) (2)	建設工事保険 組立保険	第1号に建設工事保険、第2号に組立保険が規定されていますが、本件工事で想定されるリスクを網羅する保険を付保すればよい(二重で付保する必要はない)と理解してよろしいでしょうか。	建設工事保険及び組立保険の要求水準を満たす保険であれば、可とします。
7	38	別紙1	2.	(2)	火災保険	火災保険は事業者負担とありますが、運営期間中の本施設の所有権は市様にあることから、市様にて建物総合損害共済(公益社団法人全国市有物件損害共済会)などへの加入予定はありませんでしょうか。ある場合は、保険内容をご教示願います。 なお、市様が火災保険に加入される場合、補償範囲外の火災発生に対する保険を事業者が提案するものと理解してよろしいでしょうか。	市は共済に加入する予定ですが、市が共済に加入するか否かを問わず、契約に定める火災保険に加入してください。

要求水準書別紙一覧及び別紙資料の提供について（依頼）に対する質問への回答（第2回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
1	別紙 1				現況配置図(位置図)	工事区域南西側の敷地を、工事期間中の仮設事務所、駐車場、資材仮置場等で使用させて頂くことは可能と理解してよろしいでしょうか。	使用することは可能です。ただし、先行する「中之島クリーンセンターごみ処理施設等解体工事」及び「中之島クリーンセンターし尿処理施設等解体工事」と重複する期間については、調整が必要となります。